



Q パート労働者が1人いる小さな会社です。1人でも従業員がいる場合、労働保険の加入が必要と聞いていますが、手続きについて教えてください。

労働保険に加入するには

A 労働保険とは、労働保険と雇用保険を総称した制度のことです。労働保険は、原則として労働者を雇用している全ての事業に適用され、正社員やパートタイマー、アルバイト（臨時社員）などの雇用形態に関係なく、1人でも労働者を雇用した場合、全て適用事業となり、加入手続きが必要になります。雇用保険は、「1週間の所定労働時間20時間以上」「31日以上雇用見込みがある」の両方を満たす労働者を雇用した場合に手続きが必要となり

ます。

加入手続きは、既に労働者がいる場合、まず住所地管轄の労働基準監督署に「保険関係成立届」を提出していただきます。

併せて、「概算保険料申告書」を作成して保険料の申告・納付をします。

概算保険料の額は、保険関係が成立した年度に、労働者に支払う賃金総額の見込み額に対して、事業別の保険料率を乗じた額になります。

他に、雇用保険加入該当者がいる場合は、管轄ハローワークに「雇用保険適用事業所設置届」および「雇用保険被保険者資格取得届」の提出をお願いします。

なお、労働保険の適用事業場になれば、毎年6月1日から7月10日までの間に、労働保険年度更新手続きが必要で、前年度の保険料の確定と新年度の保険料の概算納付の手続きをしていただくことになります。

鳥取労働局総務部労働保険徴収室

電話 0857 (29) 1702